

一般社団法人 霜仁会役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人霜仁会定款の第22条第1項の規定に基づき、理事及び監事の選任に関し必要な事項を定める。

(選出)

第2条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 総会における選任は、定款第18条第1項の定めるところによる。

3 理事及び監事の候補者になろうとする者は、改選の年の4月1日から4月14日までの間に選挙管理委員会に届け出る。

(定数)

第3条 理事の定数は、定款第21条第1項の規定に基づき、15人以上25人以内とする。

2 監事の定数は、定款第21条第1項の規定に基づき、2人とする。

(任期)

第4条 理事及び監事の任期は、定款第25条第1項の規定により2年とする。

(立候補者の資格)

第5条 この選挙の立候補者は、改選が行われる年の4月1日に、一般社団法人霜仁会に登録されている国内在住の正会員とする。

(立候補)

第6条 立候補しようとする者は、所定の届出書を所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

(告示)

第7条 告示は、霜仁会ホームページまたは霜仁会会報により行う。

(雑則)

第8条 この規程のほか、理事及び監事の選任に関し必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規程は、社団法人霜仁会の役員選任に適用し、平成24年度の役員選任から施行する。